

大府市中小企業の振興でまちを元気にする条例

本市は、良好な交通網を活かし、ものづくり産業を中心に発展を続けてきました。さらに、「健康都市」をまちづくりの基本理念に掲げ、既存産業の育成や健康長寿関連産業をはじめとする次世代産業の創出等を通じて、一層飛躍した都市の形成を目指しています。

その中で市内企業の大多数を占める中小企業は、経済の発展、市民の雇用、地域の活性化に大きく貢献しています。また、本市の中小企業は、経済情勢の変化や地域の特性に応じられる、多様で柔軟な能力を持っています。こうした中小企業の持つ力を将来にわたってさらに効果的に引き出すには、中小企業者の自主的な努力に加え、市、商工会議所、大企業者その他中小企業に関わる全てのものが一体となって中小企業の振興に取り組む必要があります。

ここに、社会全体で中小企業の成長発展を促進し、健康都市として活力と賑わいのあるまちの形成を図り、もって市民生活の向上につなげていくことを目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、取組の基本方針等を定めることにより、中小企業の振興に関する取組を総合的に推進し、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者（金融機関を除く。）であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を行う者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (4) 大学等 市内の大学その他の研究機関をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業者の経営基盤の強化及び経営の革新に対する自主的な努力が促進されること。
- (2) 中小企業者が経済情勢の変化に円滑に適応し、多様で活力ある成長発展が図られること。
- (3) 中小企業が地域経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等、市民生活の向上に不可欠な存在であるという認識の下に行われること。
- (4) 国、県、市、大府商工会議所（以下「商工会議所」という。）、大企業者、金融機関、大学等及び市民による協働により行われること。

(取組の基本方針)

第4条 前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する取組を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び革新を図ること。
- (2) 中小企業者の新たな事業活動及び市場開拓の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の人材育成及び雇用の安定を図ること。
- (4) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業者に関する情報の収集及び提供の円滑化を図ること。
- (6) 中小企業者相互間及び中小企業者と関係機関との連携を図ること。
- (7) 中小企業者による地域資源の利活用の円滑化を図ること。
- (8) 中小企業者による魅力ある商業空間の創出を図ること。
- (9) 小規模企業者（法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。）の経営の状況に応じた取組の推進を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、中小企業者の実態を把握した上で、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、この条例の目的を達成するために、必要な会議の開催、財政上その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の

増大を図るよう努めるものとする。

4 市は、中小企業の振興に資する産業集積につながる基盤の整備に努めるものとする。

5 市は、商工会議所と互いに連携し合いながら取組の実施に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、経営基盤の強化及び経営の革新に自主的に取り組むよう努めなければならない。

2 中小企業者は、地域社会を構成する一員として地域貢献活動に努めなければならない。

3 中小企業者は、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 中小企業者は、本市の中小企業の振興に中心的な役割を果たす商工会議所へ加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。

(商工会議所の責務)

第7条 商工会議所は、中小企業者の経営の改善及び革新のための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会議所は、会員相互の関係強化を促すとともに、他の団体との連携を図るよう努めるものとする。

3 商工会議所は、市と互いに連携し合いながら取組の実施に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、その成長発展に配慮するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業者に適した資金供給、経営相談、有用な情報の提供等の支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第10条 大学等は、人材の育成及び産学官の連携を通じた研究成果の普及が、中小企業の振興にとって重要なものであることを認識し、その成長発展に寄与するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第11条 市民は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重

要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として、市内において生産され、製造され、又は加工される物品及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(勤労観及び職業観の育成)

第12条 市は、児童及び生徒（以下「児童等」という）の主体的な進路意識や職業意識の醸成を図るため、児童等に対する勤労観及び職業観（以下「勤労観等」という。）の育成の機会づくりに努めるものとする。

- 2 中小企業者は、児童等の勤労観等の育成が中小企業の人材の確保につながることを認識し、児童等に対し、職業に関する体験の機会等を提供するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。